

介護電子媒体化ソフトの概要について

(1) 対象サービス

- ・ 31 居宅療養管理指導（様式第二）
- ・ 34 介護予防居宅療養管理指導（様式第二の二）
- ・ 17 福祉用具貸与（様式第二）
- ・ 67 介護予防福祉用具貸与（様式第二の二）

(2) 主な機能

- ・ 必須項目入力漏れのチェック
- ・ 保険者請求額等の自動計算
- ・ 確認帳票の印刷
- ・ 過去請求情報の引用

【注意事項】

- ・ 被保険者の作成数は 100 名までです。100 名を超えて使用する場合は、別のパソコンに請求ソフトをダウンロードしてお使い下さい
 - ・ 居宅療養管理指導等の請求について
サービスコード、単位数は自動的には入りませんので、別途ホームページに掲載している「居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導サービスコード表」を参考に入力してください。
 - ・ 福祉用具貸与等の請求について
操作マニュアルによると備考欄は必須項目ではなく、JAN コードも入力できるようになっておりますが、平成 29 年 11 月審査から TAIS コードの入力が必須となっておりますのでご注意ください。
- ※ 主治医意見書料請求書の取扱いについては各市町で取扱いが異なるため使用しないでください。

(3) 介護電子媒体化ソフトの入手から国保連合会送付まで

- ア 介護電子媒体化ソフトのインストールプログラム及びマニュアル等を入手します。
- ※ 対応 OS 等の詳細内容は、介護電子媒体化ソフトインストールマニュアルを参照願います。
- イ 介護電子媒体化ソフトをインストールします。
- ウ 介護電子媒体化ソフトで、請求明細書に必要な情報を画面入力します。
- ※ 操作マニュアルを参照して画面入力してください。
- エ 作成した請求明細書（CSV データ）を CD-R に保存します。
- ※ 操作マニュアルを参照して CD-R への書き込みを行ってください。
- オ 国保連合会に CD-R を提出します。別紙「兵庫県国保連合会介護給付費請求[伝送又は電子媒体]送付票」の添付をお願いします。